

【報道提供資料】  
PRESS RELEASE



---

## 指定居宅サービス及び指定介護予防サービス事業者の指定取消について

---

泉南市では、令和8年6月17日に介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第77条第1項第3号、第6号、第9号及び法第115の9第1項第3号、第6号、第9号の規定に基づき、下記のとおり指定を取り消しますのでお知らせします。

### 1 事業者

- (1) 名称 株式会社ふくはち
- (2) 代表者 代表取締役 榎本 重敏（えのもと しげとし）
- (3) 所在地 大阪府泉南市信達大苗代765番地

### 2 事業所名称及び所在地

- (1) 事業所名称 訪問看護 ふくはち
- (2) 事業所所在地 大阪府泉南市信達大苗代765番地
- (3) サービス種別 訪問看護、介護予防訪問看護
- (4) 指定年月日 令和6年9月1日
- (5) 介護保険事業所番号 2765690157

### 3 指定取消日 令和8年6月30日（処分通知日：令和8年6月17日）

### 4 指定の取消の理由

- (1)不正の手段による指定  
【法第77条第1項第9号】  
【法第115条の9第1項第9号】  
勤務する予定のない者を看護職員として「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」に記載し、人員基準を満たしているかのような虚偽の申請を行った。
- (2)人員基準違反  
【法第77条第1項第3号】  
【法第115条の9第1項第3号】  
指定時から当該訪問看護事業所では看護職員が常勤換算方法で2.5人以上配置されていなかった。
- (3)不正請求  
【法第77条第1項第6号】  
【法第115条の9第1項第6号】  
指定要件を満たしていないのに、指定要件をみたしているかのように装い指定を受け、介護給付費を不正に請求した。

5 事業者に対する経済上の措置（法第22条第3項）

経済上の措置としては、不正請求に関する返還額（概算）7,799,913円に加え、当該額に100分の40を乗じて得た額の支払いを求める。

内訳	泉南市	6,703,545円
	阪南市	523,425円
	岸和田市	306,119円
	川西市	266,824円

**【処分に関する連絡先】**

大阪府泉南市 福祉保険部 広域福祉課 介護事業者担当

TEL:072-493-2222 Mail: [koufuku@city.izumisano.lg.jp](mailto:koufuku@city.izumisano.lg.jp)

**【返還額に関する連絡先】**

大阪府泉南市 福祉保険部 長寿社会推進課

TEL:072-483-8251 Mail: [kaigo@city.sennan.lg.jp](mailto:kaigo@city.sennan.lg.jp)